

## 沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について

### 1 趣旨

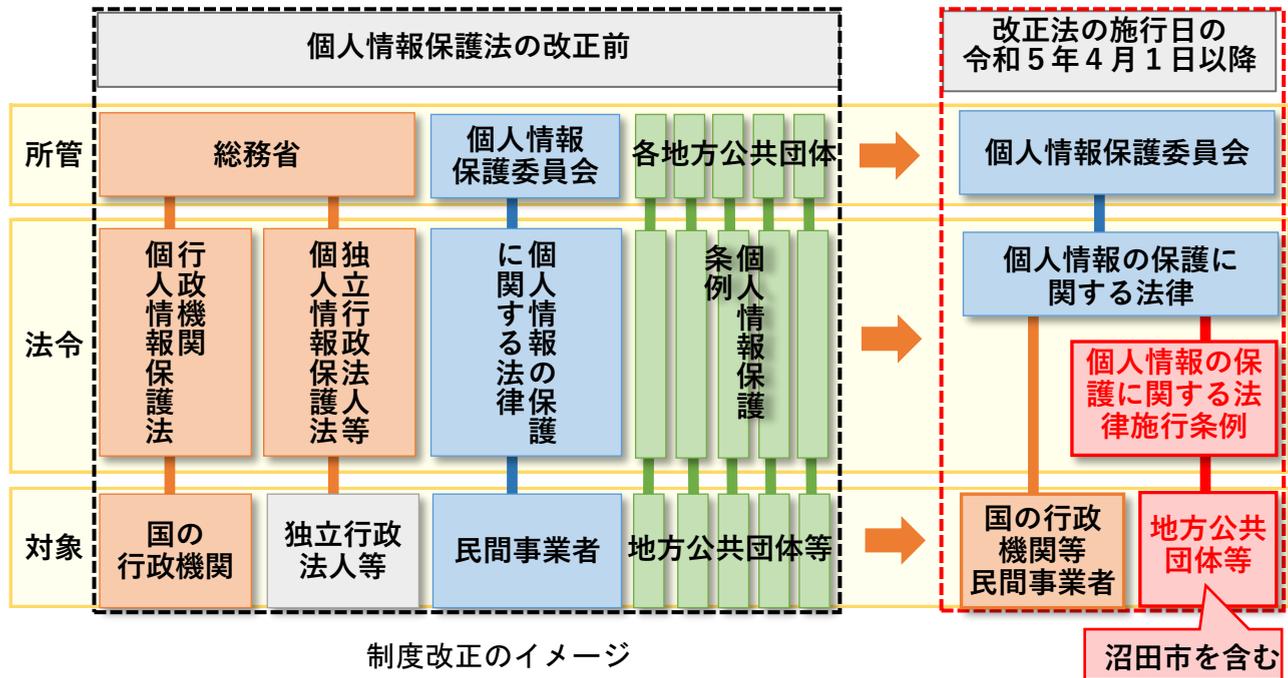
令和3年度に個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が改正され、沼田市を含む地方公共団体に係る個人情報の保護に関する規律は、個人情報保護法に一本化されることとなりました。

この制度改正に対応するため、改正個人情報保護法が施行される令和5年4月1日までに、沼田市個人情報保護条例（現行条例）を廃止し、新たに沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例（施行条例）を制定します。

### 2 制度改正の概要

個人情報保護法が改正される以前は、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等でそれぞれの対象に適用される法令が異なり、各自のルールで個人情報の保護に取り組んできました。

改正個人情報保護法が施行される令和5年4月1日からは、上記全ての対象に直接個人情報保護法が適用されるようになり、内閣府の外局である個人情報保護委員会が法律に基づく制度を一元的に所管することになります。



制度改正のイメージ

### 3 法律と条例の関係

改正個人情報保護法では、個人情報の定義や取扱いに関する規定が全国共通ルールとして定められており、地方公共団体では次の事項を条例で定めることとされています。

#### (1) 条例で定めることが必要な事項

ア 開示請求に係る手数料（第89条第2項）

イ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第119条第3項及び第4項）

※（ ）内は改正個人情報保護法の条項。赤字は沼田市の施行条例で定める予定の項目

※ イについては、行政機関等匿名加工情報の提案募集を現時点で行う予定がない場合は、定める必要はありません。

#### (2) 条例で定めることが許容される事項

ア 条例要配慮個人情報（第60条第5項）

イ 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表（第75条第5項）

ウ 開示請求に係る不開示情報（第78条第2項）

エ 開示請求等の手続（第108条）

オ 審議会等への諮問（第129条）

※（ ）内は改正個人情報保護法の条項。赤字は沼田市の施行条例で定める予定の項目

## 4 条例（案）の概要

### (1) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表

改正個人情報保護法では、地方公共団体は条例で定めるところにより、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することができるとしています。施行条例では、個人情報の利用目的等を適正に管理するため、現行条例と同様に個人情報取扱い事務に係る規定を設けることとします。

### (2) 開示請求に係る手数料

改正個人情報保護法では、個人情報の開示請求に係る手数料を地方公共団体の条例で定めることとしています。施行条例では、手数料を無料とし、現行条例と同様にコピー代等の実費負担のみを求めることとします。制度改正による費用負担の変更はありません。

### (3) 開示決定等の期限

改正個人情報保護法では、個人情報の開示請求を受け付けてから決定までの期限を30日以内としています。施行条例では、現在の行政サービスの水準を維持するため、期限を現行条例と同様の15日以内（開示請求があった日の翌日から起算して14日以内）とします。

### (4) 審査会への諮問

改正個人情報保護法では、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聴くことが特に必要なときは、合議制の機関に諮問することができるとしています。

沼田市では、新たに「沼田市個人情報保護審査会条例」を制定し、次の項目を諮問することができるようにします。

ア 施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

イ 保有個人情報の安全管理のために講ずる措置の基準を定めようとする場合

ウ 地域の特殊性に応じた施策の実施、保有個人情報の円滑な運用のための規程の制定等を行おうとする場合

## 5 今後のスケジュール（予定）

- (1) パブリックコメントの実施（令和4年10月14日～同年11月14日）
- (2) 条例制定に係る議案の上程（令和4年12月市議会定例会を予定）
- (3) 令和5年4月1日条例施行